

# 総務まちづくり常任委員会議事録

(令和2年6月4日)

## 総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和2年6月4日(木) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 羽山 茂男 副委員長 建石 良明  
委員 中村 直幸 辻本 馨  
西田いく子 山田 強  
議長 森田 忠彦
- 4 欠席委員 \_\_\_\_\_
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 教育次長 池田 貴則  
副町長 藤原 幹 総務政策課長 奥埜 哲生  
総務部長 小角 孝彦 財政課長 小角 孝彦  
まちづくり推進部長 村上 正規 危機管理課長 村上 正規  
健康福祉部長 子安 逸二 生活環境課長 辻本 知也
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 斧田 秀明 阪口 寛  
村井 浩二 寺町 幸雄
- 8 会議に付した事件
  - (1) 議案第18号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
  - (2) 議案第19号 太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件
  - (3) 議案第22号 太子町消防団条例中改正の件
  - (4) 議案第23号 太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件

---

午前 9時30分 開 会

○羽山委員長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただき、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、事件議決案といたしまして、議案第18号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、条例案といたしまして、議案第19号、太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件ほか2件の以上合わせて4件でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○羽山委員長 本日は全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日、本委員会に付託されました案件は、事件議決案件が1件、条例案件が3件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

それでは、まず、事件議決案件の議案第18号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○辻本生活環境課長 議案第18号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてご説明を申し上げます。

初めに、企業団の共同処理する事務に変更が生じる状況となりました経緯について申し上げます。

平成30年度より、水道事業の経営統合に向けて検討協議を重ねてきました藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町の4団体が、令和2年3月議会で経営統合することを前提

とした企業団規約変更案を議決したことを受け、企業団の共同処理する事務に変更が生じることとなりました。

事務の変更に伴います企業団規約の変更に関する協議につきましては、地方自治法第286条第1項の規定に、一部事務組合は今回のように共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないとございまして、その協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと法第290条の規定にあることから、このたび、ご審議いただきたくお願い申し上げます。

改正内容でございますが、議案3枚目の新旧対象表をご覧ください。

現在、共同処理をしております本町を含む9市町村に、藤井寺市ほか3団体が新しく加わる形で別表第2の変更が行われており、令和3年4月1日から施行するというものでございます。

なお、今後のスケジュールですが、42団体全ての了承が得られましたら、府知事宛て規約の変更申請が行われ、知事の許可後、企業団と新規4団体とで統合に関する基本協定の締結を行うといった予定になっております。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○羽山委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 太子町と千早赤阪村と四条畷市から始まって、3回目になるのかな。その後、ほかの自治体で参加、加わる予定のところはあるのでしょうか。

○辻本生活環境課長 ただいまご質問いただきました件ですが、現在、府内で複数の団体が水道事業の統合に向けた検討を始めているようです。中にはまだ方針がオープンになっていない団体もあるようですので、自治体名は控えさせていただきますが、人口10万人、20万人を超えるような市も含まれていると聞き及んでおりますので、今後も水道事業統合化への動きは続きそうな状況となっております。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第18号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○羽山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第18号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議については、原案どおり可決することに決しました。

次に、条例案件の議案第19号、太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○奥埜総務政策課長 改めまして、おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第19号、太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、法律名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められるとともに、条ずれが生じたことから、同法を引用する条項について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書の3枚目、新旧対照表をお願いいたします。

まず、第6条でございます。第2項中の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に、また、情報通信技術利用法を情報通信技術活用法に、第3条第1項を第6条第1項に改めるものです。

次の第11条中では、情報通信技術利用法第4条第1項を情報通信技術活用法第7条第1項に、同項を同法第6条第1項に改めるものです。

恐れ入りますが、議案書の2頁目に戻っていただけますでしょうか。

附則でございます。この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第19号、太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件についての内容説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○羽山委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 情報通信技術の発展を行政手続に活用していく、そのこと自体に反対するものではありませんけれども、マイナンバーとか、個人情報保護に十分配慮して進めていかないと大変やなと思っているんです。そういうのが基にあるの、法律が変わってということなんですが、文言が変わることで、この中身が変わるということはあるんですか。

○奥埜総務政策課長 西田委員のご質問でございます。

本条例の改正につきましては、従前の内容と全く変わるものではございません。名称変更並びに条ずれの部分につきましても、従前の、新旧対照表の旧で示しております第3条第1項、また、第4条第1項におけます条項の見出しと同様、電子情報処理組織による申請等、また、電子情報処理組織による処分通知等というような形で、変更後の項の見出しについても全く変更があるものではございません。内容につきましても全く同様、本来、書面審議による形を取っておるものを、電子情報処理組織、これにより提出、また、請求があった場合に、同様の手続とみなすというような形の内容で、全く変更があるものではございません。

以上でございます。

○西田委員 ありがとうございます。

あと、これ、うち、今、6月議会に上がっていますけれども、中身どうかなと思ってちょっと調べたら、早いところでは12月議会に上がっているところもありますし、3月議会に多く提出されているかなと思いますが、遅いということはないんですか。

○奥埜総務政策課長 各自治体によって若干ばらつきがございます。6月議会に提出されている団体もございます。そして、この部分につきましては、改正がございましたが、国のほうからの準則案が示されたのがかなり遅くなっておりまして、今議会、6月議会に上程をさせていただいたというところで、特に申請者等に不利益になるところではございません。

以上でございます。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第19号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○羽山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第19号、太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第22号、太子町消防団条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○村上危機管理課長 おはようございます。

議案第22号、太子町消防団条例中改正の件についてご説明を申し上げます。

初めに、改正に至りました経緯についてご説明を申し上げます。

本町消防団は、富田林消防本部太子分署と連携した消火・防火活動をはじめ、異常気象時の防災活動や行方不明者の捜索など、地域防災の要としてその役割を担っていただいています。しかしながら、団員は大部分が会社員で、転勤や結婚で太子町から転出することにより、資格要件である本町に居住または勤務していることの規定に抵触して、要件を失効し、やむなく退団する団員もおり、現在、定員115名のところ、105名ということになっていまして、10名の欠員となっております。団員の減少は、地域防災力の低下につながることから、このような状況を改善すべく、資格要件を緩和する条例の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、お手元、資料3枚目の新旧対照表にてご説明申し上げます。

第2条は、消防団長が団員を任命する場合の規定で、1号の本町に居住し、または勤務する者に、ただし、団長が特に認めた者についてはこの限りでないを新たに追加しております。

恐れ入ります、戻っていただき、2頁目をお願いします。

本条例は、公布の日から施行することとしております。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○羽山委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 115名が105名しかということなんですけれども、この少ない分、こういうふうに移り替えられたりとか、太子町で働くのをやめた人がそれだけ多くて少なくなっているの。そういう事例があったのを改善したくて、今回、こういうふうにしたの。

○村上危機管理課長 そうですね、やはり平成28年から今のところ、転勤及び結婚で太子町を離れた方が6名おられまして、あとはちょっと自然に、退職等で辞められているんですけれども、結構、いけば入って、結婚されているような方で若い団員が抜けられるというような形になっております。

○西田委員 本当は消防署の職員さんというか、そちらで増やしていただいたらいいかなと思うんですけれども、そうならない中、消防団が担う役割は大きいと思うんです。ただ、太子町にいない人がと言われると、なかなか、すぐ駆けつけなあかん、火事やということだけじゃなくて、最初、説明にもありましたように、いろんなことで消防団の働く場はあると思うんですが、これもだから総務省の消防庁のホームページを見たら、そういう中でどこもこういう感じで、消防団を集めるのに苦労している中で、女性消防団員、これは全国で増加傾向にありまして、独り暮らしの高齢者宅への防火訪問や応急手当での普及指導、広報活動など多岐にわたって活動しています。女性を増やしているところとかね。

あと、大学生が消防団に参加して、消防や地域防災に関心を持つことは、卒業後の社会生活を送る上で役立つ知識、技術などを身につけられますし、将来の地域防災の担い手となることが期待されますとかね。

それとか、高校生からこの消防活動に参加することで、地元への愛着とか、地域活動に参加するという啓発にもなるというようなことも進めているし、進めてほしいという話があったんですが、今回、引っ越した人も消防団に入ってねということなんですけれども、太子町としてもそういう、女性とか、高校生とか、大学生とかも消防団に誘っていいかなという考えはおありですかね。

○村上危機管理課長 他市の事例によりましたら、河南町なんか女性の消防団ということ  
でされております。特に今後、女性の消防団に特化してという形で考えていくという部  
分はちょっといろいろ、今後も検討はしていかないといけないですし、女性の活躍の場  
ということで、防災なんかであれば女性の力というのも大きく働いてくる部分はあろう  
かと思います。今後、そういう条件整備も整えていかなあかん部分もありますので、今  
後研究はしていきたいと思っております。

それで、大学生につきましては、当然、もう年齢等あれば加入することができますの  
で、昨今、就職活動にも有利に働くという部分もあるということでも聞いていますので、  
そこはちょっとそういう形で入ってこられる方についても、団員を増やすということ  
では拒むことはないと思います。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

○辻本委員 消防団の定年というのは何歳までなんですか。

○村上危機管理課長 特に定年は定めておりません。

○辻本委員 定年を定めていないというのは、例えば太子町消防団条例（任命）第2条第  
3項に志操堅固、身体強健であって、団員として適当と認める者と書いていますけど、  
80歳になって、よろよろで、ホースも持てない人も大丈夫ということですか。

○村上危機管理課長 そうなれば、当然、その辺は団長と周りの部分が判断しながら、そ  
の辺はもう消防団員さんと話をして、そろそろかなという部分はあると思います。そう  
なんですけれども、本人の意思という部分もありますけれども、ある程度、もう活動が  
できない部分につきましては、事務局もその方の身体能力等を判断しながら、どうす  
かという部分は話はしていかなあかんと思いますけれども、今のところ、そういうよ  
うな形で、活動ができないような団員の方はおられないと確認しております。

○辻本委員 定員115名の中、105名と。今、18歳から定年がなしという中で、今  
の平均年齢って何歳か分かるんですか。

○村上危機管理課長 40歳半ばぐらいということで、ちょっと正確な部分はございませ  
んが、40歳半ばと把握しております。

○辻本委員 本町に居住し、または勤務する者。ただし、団長が特に認めた者については  
この限りではないということで、団長がかなりの裁量、任命に関して権限を与えている  
んですけど、特に認めた者についてはこの限りではないというのは、どういうことが想  
定できますか。

○村上危機管理課長 居住していただいている、それか町内で働いていただいている方が一番なんですけれども、やはり結婚等で太子町から離れる方がかなり多いということで、離れる方でも近傍に居住される方が結構おられますので、その方を入れていきたいなという部分で、団長が判断する部分については、通常の訓練及び非常時の災害に、常識的な範囲内で、その部分に駆けつけることができる範囲内の方ということで、事務局としては判断しております。

○西田委員 今、定年はないということで、それならいつまででも、経験を持った人がやってもいいのかなと思わなくもないんですが、それでいきますと、町長にお尋ねしたいんですが、所信表明、皆さんお持ちでしたら、9頁に、消防団員、OBの方が活躍していく制度を創設しというふうにあるんです、発信が。女性を誘ったら、大学生を誘ったらとか、高校生にも理解を求めたらというような話があったんですが、今、定年がないけれども、高齢の方であったらどうなんですかという辻本議員の話もあったんですが、これはどういったことをお考えなんですか。

○村上危機管理課長 このOB団員につきましては、ちょっと代わりに答えます。

平日の昼間につきましては、太子町の今の団員なんですけれども、やはり平日の昼間は勤務される方が多い中で、やはり平日の昼間にそういう災害が起こった場合、集まれる人数がやっぱり限られてくると。そういった状況を鑑みまして、OBの方につきましては、車を運転する、ポンプの操法をするといった部分の補助的な部分でも何とか手伝うことができますという意見もちょっと色々いただいております。

やはり平日の団員不足を補完するといった形と、あと、技術の継承を図っていく部分で、せっかく団員として長年働いて、活躍していただいた経験を継承していただくということと、あと、平日の団員、稼働ができる、稼働可能な団員の不足を補っていくという部分で、OB団員ということを作成したいなと考えておるところです。

○西田委員 また整えてまいりますので、もっと明らかになってくるかと思うんですけれども、定年がなくて、そこまでできる方であったら、消防団員として、僅かでもお金が出るのかな。ちょっとこの書き方であったら、この技術を持った方もボランティアとして使っていくのかなというように感じに聞こえるので。115名要るところが足りないと言うのであれば、きっちり、それでも消防団のお金が多いとも思いませんけれども、出すような働きもいいんじゃないかなと思うので、この体制を整えていきますのほうをまた見守らせていただきますけど、よろしくお願いします。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第22号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○羽山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第22号、太子町消防団条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第23号、太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○村上危機管理課長 議案第23号、太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件についてご説明申し上げます。

初めに、改正に至りました経緯についてご説明申し上げます。

令和元年11月、一般職の職員の給与に関する法律に規定される俸給月額が改定されたことに伴い、非常備消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令に規定される損害賠償額の算定基礎となる補償基礎額が改正されました。また、同時に民法の一部を改正する法律に規定される法定利率が改定されたことに伴い、政令においても障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率が改定されました。

太子町消防団員等公務災害補償条例においては、先ほど申し上げました改正内容を含む損害賠償の種類や範囲、金額、支給方法等に関する事項第2章の損害補償に関する条例である第4条から第25条及び制定附則で規定しており、これまで政令の改正に伴い、同内容の改正を講じてきたところでございますが、今般、政令と同内容を規定する条項については、政令に準じる形で常時運用ができるよう、全部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、恐れ入ります、まず資料の2枚目をご覧ください。

第1章相続（目的）、これ、第1条、第2条。

続きまして、次の頁ですね、すいません。

第3条までは変わりません。第2章の損害補償以下を改正しております、まず、損害補償の種類として、第4条損害補償の種類、範囲、金額、支給方法、その他損害補償に関し必要な事項につきましては、この条例に定めるもののほか、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令に規定するとおりとするとしております。

また、第3章雑則といたしまして、審査請求、報告、出頭等、損害補償費の返還請求委任規定を設けております。

本条例は公布の日から施行しまして、令和2年4月1日から適用するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○羽山委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 政令に準じる形で常時運用できるように改正するものということなので、補償が上がっていくことに誰も文句は言わないと思うんですが、やはり下がったりとかしたときとか、そんなの知らなかったというようなことはないんですか。こうなると、変わるたびに議会に上がるということがなくなるんですね。

○村上危機管理課長 そうです。おっしゃるとおり、今まで全て政令に書いてあった部分を条例化しておりましたので、その制度が変わるごとにかなり煩雑な手続を行っておりましたが、政令に準ずるという形で条例の改正等をしなくて済む形になりますが、この補償の基礎額等につきましては、変更があったり、基礎額と利息、利息はその時点の利息なんですけれども、補償額につきましては、変わる部分につきましては、太子町以外にもまだ元あった太子町の条例のような同様の運用をされているところもありますので、大阪府から当然、この基礎額が変更になるというのは通知が来ますので、これ、一番直接関わってこられるのは消防団員の方なので、事務局のほうで、定例で分団長会議というのをやっていますので、その中で変更がある都度、ご説明させていただきたいと考えております。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第23号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○羽山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第23号、太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでございました。

午前10時00分 閉 会

---

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 羽 山 茂 男